

文部科学省の組織改編に伴う生涯学習政策局及び社会教育課「廃止」に関する要望書

第 64 回日本社会教育学会総会  
(会長 長澤成次)

文部科学省におかれましては、日ごろより社会教育行政の充実・発展へのご努力と日本社会教育学会へのご協力に対しまして、あらためて敬意と感謝を申し上げます。

さて、2017 年 8 月に提出された文部科学省次年度概算要求事項のなかの「平成 30 年度機構・定員要求の主要事項」の「1. 組織改正要求」において、文化庁および生涯学習政策局・初等中等教育局・高等教育局の再編が盛り込まれ、そこでは、① 生涯学習政策局を廃止して、総合教育政策局へと再編する。② 生涯学習政策局の社会教育課・青少年教育課を廃止・統合して、総合教育政策局地域学習推進課へと再編する。③ 生涯学習政策局男女共同参画学習課を廃止、初等中等教育局の国際教育課、健康教育・食育課と統合して、総合教育政策局共生社会学習推進課へと再編する、などの大きな組織改編が予定されています。

歴史的には 1984 年から 87 年にかけて設置された臨時教育審議会において「生涯学習体系への移行」が打ち出され、1988 年に社会教育局が生涯学習局(後の生涯学習政策局)へと再編され、社会教育課は同局に位置付けられました。さらに 2006 年の教育基本法「全部改正」においては、第 3 条(生涯学習の理念)が新設され、第 12 条(社会教育)では「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とされました。

2015 年 12 月には 3 つの答申(「教員資質向上答申」「チーム学校答申」「地域学校協働答申」)が出され、「学習」を基盤として、住民自らが自治能力を高め、学校教育と地域社会が手を携えて「学びを通じた地方創生」がめざされています。その際、地域社会教育が重要な役割を果たさねばならないことは、2017 年 3 月の社会教育法改正によって「地域学校協働活動推進員」制度が新設されたことにも示されています。さらに、先の中央教育審議会生涯学習分科会(2017 年 8 月 23 日)では、社会教育主事養成の見直しの方向性として、任用資格としての社会教育主事制度、すなわち現行社会教育法第 9 条の二によって都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる社会教育主事を、教育行政のみならず、一般行政・住民団体・民間団体などにおいて新たな自治的社会づくりのための学習組織者・コーディネータとして活用できるように、社会教育主事資格取得者に「社会教育士(仮称)」の称号を付与することが提案されています。

また、国際的にも生涯学習が重要な政策課題になっている時に、生涯学習政策局及び社会教育課を「廃止」することは、今後の我が国の教育政策に与える影響と、特に、自治体生涯学習振興行政・社会教育行政の改編に与える影響は大きいと危惧されます。

このような視点から、私たちは、下記のことを要望いたします。

記

1. 教育基本法・社会教育法に基づき、社会教育行政の本旨に立ち返り、文部科学省が教育政策に責任を持つ官庁としての理念を実現するにふさわしく生涯学習政策局及び社会教育課を存続させることを強く要望します。